

東京都公報

発行
東京都

目次

39

告示

- 指定管理者の指定（総務局人権部人権施策推進課）…一
- 指定管理者の指定（五件）……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）…一
- 指定管理者の指定……………（環境局自然環境部緑環境課）…二
- 指定管理者の指定（三件）……………（福祉保健局医療政策部医療政策課・障害者施策推進部施設サービス支援課）…二
- 指定管理者の指定（三件）……………（産業労働局商工部経営支援課・農林水産部調整課・雇用就業部就業推進課）…三
- 指定管理者の指定（二十一件）……………（建設局道路管理部管理課・公園緑地部管理課）…三
- 指定管理者の指定（十件）……………（港湾局港湾経営部経営課・臨海開発部海上公園課・離島港湾部管理課）…三

告示

- 東京都告示第五百八十五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都人権プラザ 東京都台東区橋場一丁目一番六号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都人権啓発センター 東京都台東区橋場一丁目一番六号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

で

● 東京都告示第五百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京体育館 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目十七番二号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目十七番一号 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

● 東京都告示第五百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京武道館 東京都足立区綾瀬三丁目二十番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目十七番一号 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

まで

● 東京都告示第五百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京辰巳国際水泳場 東京都江東区辰巳二丁目八番十号

二

指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
オーエンス・セントラル・都水協・事業団グループ

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目十七番一号 公益財団法人
東京都スポーツ文化事業団内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日
まで

●東京都告示第五百八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

有明テニスの森公園テニス施設 東京都江東区有明二
丁目二番二十二号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

有明テニス・マネージメントチーム 東京都江東区青
海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日
まで

●東京都告示第五百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都障害者総合スポーツセンター 東京都北区十
条台一丁目二番二号

(二) 東京都多摩障害者スポーツセンター 東京都国立市
富士見台二丁目一番地一

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 東京都新宿
区神楽河岸一番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日
まで

●東京都告示第五百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都小笠原ビクターセンター 東京都小笠原村父島
字西町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町
二丁目四十四番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日
まで

●東京都告示第五百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立心身障害者口腔保健センター 東京都新宿区
神楽河岸一番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都歯科医師会 東京都千代田区九段
北四丁目一番二十号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日
まで

●東京都告示第五百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都リハビリテーション病院 東京都墨田区堤通二
丁目十四番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人東京都医師会 東京都千代田区一ツ橋一
丁目二番二号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東大和療育センター 東京都東大和市桜が丘三丁目四十四番地の十

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 東京都世田谷区三宿二丁目三十番九号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立産業貿易センター台東館 東京都台東区花川

戸二丁目六番五号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立食品技術センター 東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都立川市富士見町三丁目八番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一
一 公の施設の名称及び所在地
東京都しごとセンター 東京都千代田区飯田橋三丁目十番三号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京しごと財団 東京都千代田区飯田橋三丁目十番三号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都八重洲駐車場 東京都中央区日本橋三丁目及び同区京橋一丁目地先道路内

(二) 東京都日本橋駐車場 東京都中央区日本橋一丁目、同区日本橋二丁目及び同区日本橋三丁目地先道路内

(三) 東京都宝町駐車場 東京都中央区日本橋三丁目、同区京橋一丁目、同区京橋二丁目及び同区京橋三丁目地先道路内

(四) 東京都新京橋駐車場 東京都中央区京橋三丁目、同区銀座一丁目、同区銀座二丁目及び同区銀座三丁目地

先道路内

- (五) 東京都東銀座駐車場 東京都中央区銀座五丁目、同区銀座七丁目及び同区銀座八丁目地先道路内

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都新宿区

西新宿二丁目七番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日

まで

●東京都告示第五百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都板橋四ツ又駐車場 東京都板橋区板橋二丁目地

先道路内

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都新宿区

西新宿二丁目七番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日

まで

●東京都告示第六百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立猿江 東京都江東区住吉二丁目及び同区毛

恩賜公園

利二丁目

(二) 東京都立亀戸

東京都江東区亀戸八丁目及び同区亀戸九丁目

(三) 東京都立尾久

東京都荒川区東尾久七丁目及び同区

の原公園

町屋五丁目

(四) 東京都立東綾

東京都足立区東綾瀬一丁目、同区東綾瀬二丁目、同区東綾瀬三丁目、同区東綾瀬五丁目、同区東綾瀬六丁目及び同区谷中一丁目

(五) 東京都立中川

東京都足立区中川五丁目

(六) 東京都立大島

東京都江東区大島九丁目及び江戸川小松川公園

(七) 東京都立宇喜

東京都江戸川区北葛西三丁目及び同区宇喜田町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス東部地区グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日

まで

●東京都告示第六百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立日比谷公園 東京都千代田区日比谷公園

(二) 東京都立芝公園 東京都港区芝公園一丁目、同区芝公園二丁目、同区芝公園三丁目及び同区芝公園四丁目

(三) 東京都立青山公園 東京都港区六本木七丁目及び同区南青山一丁目

(四) 東京都立林試の森公園 東京都品川区小山台二丁目及び目黒区下目黒五丁目

(五) 東京都立蘆花恒春園 東京都世田谷区粕谷一丁目

(六) 東京都立祖師谷公園 東京都世田谷区祖師谷五丁目、同区祖師谷六丁目、同区上祖師谷三丁目、同区上祖師谷四丁目及び同区成城九丁目

(七) 日比谷公園大音楽堂 東京都千代田区日比谷公園一番五号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京都南部パークスグループ 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日

まで

●東京都告示第六百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる

者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立戸山 東京都新宿区戸山一丁目、同区戸山公園 二丁目、同区戸山三丁目及び同区大久保三丁目

(二) 東京都立善福寺公園 東京都杉並区善福寺二丁目及び同区善福寺三丁目

(三) 東京都立浮間公園 東京都板橋区舟渡二丁目及び北区浮間二丁目

(四) 東京都立赤塚公園 東京都板橋区高島平三丁目、同区徳丸七丁目、同区徳丸八丁目、同区四葉二丁目、同区大門、同区赤塚四丁目、同区赤塚五丁目及び同区赤塚八丁目

(五) 東京都立石神井公園 東京都練馬区石神井台一丁目、同区石神井台二丁目及び同区石神井町五丁目

(六) 東京都立大泉中央公園 東京都練馬区大泉学園町九丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる

者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立武蔵野公園 東京都府中市多磨町二丁目、同市多磨町三丁目、小金井市前原町二丁目、同市東町五丁目及び同市中町一丁目

(二) 東京都立浅間山公園 東京都府中市浅間町四丁目及び同市若松町五丁目

(三) 東京都立野川公園 東京都調布市野水一丁目、同市野水二丁目、三鷹市大沢二丁目、同市大沢三丁目、同市大沢六丁目及び小金井市東町一丁目

(四) 東京都立狭山・境緑道 東京都小平市花小金井南町一丁目、同市花小金井南町二丁目、同市花小金井六丁目、同市鈴木三丁目、同市花小金井六丁目、同市鈴木二丁目、同市天神町一丁目、同市天神町二丁目、同市大沼町一丁目、同市美園町一丁目、東村山市萩山町一丁目、同市萩山町二丁目、同市萩山町三丁目、同市美住町二丁目、同市廻田町二丁目、同市京市向台町三丁目、同市向台町四丁目、同市向台町五丁目、同市向台町六丁目、同市新町三丁目、同市新町四丁目、同市新町五丁目、東大和市清水一丁目及び同市清水二丁目

(五) 東京都立玉川上水緑道 東京都杉並区久我山一丁目、同区久我山二丁目、同区久我山三丁目、小平市学園西町一丁目、同市上水本町一丁目、同市上水本町二丁目、同市津田町一丁目、同市津田町二丁目、同市津田町三丁目、同市たかの台、同市上水新町一丁目、同市上水新町二丁目、同市上水新町三丁目、同市小川町一丁目、同市中島町、立川市幸町四丁目、同市幸町六丁目、同市柏町四丁目、同市柏町五丁目、同市砂川町三丁目、同市砂川町四丁目、同市砂川町六丁目

丁目、同市上砂町四丁目、同市一番町二丁目、同市一番町四丁目、三鷹市牟礼一丁目、同市牟礼二丁目、同市牟礼三丁目、同市牟礼四丁目、同市井の頭一丁目、同市井の頭二丁目、同市井の頭五丁目、同市下連雀一丁目、同市上連雀一丁目、昭島市つじが丘一丁目、同市美堀町四丁目、同市美堀町五丁目、武蔵野市御殿山一丁目、同市中町一丁目、同市西久保一丁目、同市関前一丁目、同市関前五丁目、同市境三丁目、同市境四丁目及び福生市大字熊川

(六) 東京都立武蔵国分寺公園 東京都国分寺市泉町二丁目及び同市西元町一丁目

(七) 東京都立東伏見公園 東京都西東京市東伏見一丁目

(八) 東京都立六仙公園 東京都東久留米市中央町三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

西武・武蔵野パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立陵南 東京都八王子市長房町及び同市東浅川町
公園

(二) 東京都立小宮 東京都八王子市大谷町及び同市暁町二丁目
公園

(三) 東京都立滝山 東京都八王子市高月町、同市丹木町二丁目及び同市丹木町三丁目
公園

(四) 東京都立大戸 東京都町田市相原町緑地

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
西武・多摩部の公園パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

(一) 公の施設の名称及び所在地
東京都立狭山 東京都東村山市多摩湖町二丁目、同市多摩湖町三丁目、同市廻田町三丁目、東大和市多摩湖二丁目、同市多摩湖三丁目及び同市多摩湖四丁目

(二) 東京都立八国 東京都東村山市諏訪町二丁目、同市諏訪町三丁目、同市野口町三丁目、同市野口町四丁目及び同市多摩湖町四丁目
山緑地

(二) 東京都立東大和公園

東京都東大和市湖畔三丁目、同市高木一丁目、同市狭山三丁目及び同市奈良橋二丁目

(四) 東京都立野山北・六道山公園 東京都武蔵村山市本町三丁目、同市本町五丁目、同市本町六丁目、同市三ツ木三丁目、同市三ツ木四丁目、同市三ツ木五丁目、同市岸二丁目、同市岸三丁目、同市岸四丁目、同市岸五丁目、西多摩郡瑞穂町大字石畑、同町大字殿ヶ谷及び同町大字高根及び同町大字箱根ヶ崎

(五) 東京都立中藤公園 東京都武蔵村山市中央四丁目、同市中央五丁目及び同市本町四丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
西武・狭山丘陵パートナーズ 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

(一) 公の施設の名称及び所在地
東京都立長沼公園 東京都八王子市長沼町及び同市下柚木

(二) 東京都立平山城址公園 東京都八王子市堀之内

(三) 東京都立小山田緑地 東京都町田市下小山田町及び同市上山田町

(四) 東京都立小山内裏公園 東京都町田市小山ヶ丘二丁目、同市小山ヶ丘四丁目、八王子市南大沢四丁目、同市南大沢五丁目及び同市鏈水二丁目

(五) 東京都立桜ヶ丘公園 東京都多摩市連光寺三丁目及び同市連光寺五丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。
平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立大神山公園 東京都小笠原村父島

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

- (一) 東京都立東白 東京都墨田区堤通二丁目
鬚公園
- (二) 東京都立木場 東京都江東区木場四丁目、同区木場
公園 五丁目、同区平野四丁目、同区三好
四丁目及び同区東陽六丁目
- (三) 東京都立砧公 東京都世田谷区砧公園及び同区大蔵
園 一丁目
- (四) 東京都立駒沢 オリンピック 東京都世田谷区駒沢公園、同区駒沢
公園 一丁目、目黒区東が丘二丁目及び同
区八雲五丁目
- (五) 東京都立代々 東京都渋谷区代々木神園町及び同区
木公園 神南二丁目
- (六) 東京都立善福 東京都杉並区成田東二丁目、同区成
寺川緑地 田東三丁目、同区成田東四丁目、同
区成田西一丁目、同区成田西三丁目、
同区成田西四丁目及び同区荻窪一丁
目
- (七) 東京都立和田 東京都杉並区大宮一丁目、同区大宮
堀公園 二丁目、同区成田東一丁目、同区成
田東二丁目、同区成田西一丁目、同
区堀ノ内一丁目、同区堀ノ内二丁目
及び同区松ノ木一丁目
- (八) 東京都立汐入 東京都荒川区南千住八丁目
公園
- (九) 東京都立城北 東京都板橋区桜川一丁目、同区小茂
中央公園 根五丁目、練馬区氷川台一丁目及び
同区羽沢三丁目
- (十) 東京都立光が 東京都練馬区光が丘二丁目、同区光

丘公園

が丘四丁目、同区旭町二丁目及び板
橋区赤塚新町三丁目

(一) 東京都立舎人
公園

東京都足立区舎人公園、同区西伊興
町、同区舎人町、同区入谷町、同区
西伊興一丁目、同区西伊興二丁目、
同区西伊興三丁目、同区古千谷一丁
目、同区古千谷二丁目及び同区皿沼
三丁目

(二) 東京都立水元
公園

東京都葛飾区水元公園、同区東金町
五丁目、同区東金町八丁目、同区東
水元二丁目及び埼玉県三郷市

(三) 東京都立篠崎
公園

東京都江戸川区上篠崎一丁目、同区
上篠崎四丁目、同区篠崎町五丁目、
同区篠崎町六丁目、同区篠崎町七丁
目、同区篠崎町八丁目、同区西篠崎
一丁目、同区西篠崎二丁目、同区谷
河内二丁目及び同区南篠崎町四丁目

(四) 東京都立葛西
臨海公園

東京都江戸川区臨海町六丁目

(五) 東京都立武蔵
野中央公園

東京都武蔵野市八幡町二丁目

(六) 東京都立武蔵
野の森公園

東京都府中市朝日町三丁目、調布市
西町、三鷹市大沢五丁目及び同市大
沢六丁目

(七) 東京都立小金
井公園

東京都小金井市桜町三丁目、同市関
野町一丁目、同市関野町二丁目、武
蔵野市桜堤三丁目、小平市花小金井
南町三丁目及び西東京市向台町六丁
目

(八) 東京都立東村
山中央公園

東京都東村山市富士見町五丁目及び
同市美住町一丁目

(九) 東京都立東大
和南公園

東京都東大和市桜が丘二丁目及び同
市桜が丘三丁目

(十) 東京都立秋留

東京都あきる野市二宮及び同市平沢

台公園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町
二丁目四十四番一号

三 指定の期間

- (一) 東京都立東白鬚公園 平成二十八年四月一日から平
成三十八年三月三十一日まで
- (二) 東京都立木場公園 同右
- (三) 東京都立砧公園 同右
- (四) 東京都立駒沢オリン
ピック公園 同右
- (五) 東京都立代々木公園 同右
- (六) 東京都立善福寺川緑
地 同右
- (七) 東京都立和田堀公園 同右
- (八) 東京都立汐入公園 同右
- (九) 東京都立城北中央公
園 同右
- (十) 東京都立光が丘公園 同右
- (一) 東京都立舎人公園 同右
- (二) 東京都立水元公園 同右
- (三) 東京都立篠崎公園 同右
- (四) 東京都立葛西臨海公
園 平成二十八年四月一日から平
成三十年三月三十一日まで
- (五) 東京都立武蔵野中央
公園 平成二十八年四月一日から平
成三十八年三月三十一日まで
- (六) 東京都立府中の森公
園 同右
- (七) 東京都立武蔵野の森
公園 同右

- (六) 東京都立小金井公園 同右
- (七) 東京都立東村山中央公園 同右
- (八) 東京都立東大和南公園 同右
- (九) 東京都立秋留台公園 同右

●東京都告示第六百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- (一) 東京都立浜離宮 東京都中央区浜離宮庭園及び同区恩賜庭園 銀座八丁目
- (二) 東京都立旧芝離宮恩賜庭園 東京都港区海岸一丁目
- (三) 東京都立小石川 東京都文京区後楽一丁目後楽園
- (四) 東京都立六義園 東京都文京区本駒込六丁目
- (五) 東京都立旧岩崎邸庭園 東京都台東区池之端一丁目
- (六) 東京都立向島百花園 東京都墨田区東向島三丁目
- (七) 東京都立清澄庭園 東京都江東区清澄二丁目及び同区清澄三丁目
- (八) 東京都立旧古河庭園 東京都北区西ヶ原一丁目
- (九) 東京都立殿ヶ谷戸庭園 東京都国分寺市南町二丁目

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 三 指定の期間
- 平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- 東京都立神代植物公園 東京都調布市深大寺元町二丁目、同市深大寺元町五丁目、同市深大寺北町一丁目、同市深大寺北町二丁目、同市深大寺南町四丁目、同市深大寺南町五丁目及び同市深大寺東町一丁目
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 三 指定の期間
- 平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる

者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- (一) 東京都立夢の島公園 東京都江東区夢の島一丁目及び同区夢の島二丁目
- (二) 夢の島熱帯植物館 東京都江東区夢の島二丁目一番二号
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- アメニス夢の島グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内
- 三 指定の期間
- 平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百一十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- (一) 東京都立潮風公園 東京都品川区東八潮
- (二) 東京都立台場公園 東京都港区台場一丁目
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 東京臨海副都心グループ 東京都江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内
- 三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立横網町公園 東京都墨田区横網二丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都慰霊協会 東京都墨田区横網二丁目三番二十五号

目三番二十五号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第六百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 恩賜上野動物園 東京都台東区上野公園

(二) 東京都立多摩動物園 東京都日野市程久保六丁目、同市程久保七丁目、同市南平八丁目、

物公園

同市南平九丁目及び同市三沢五丁目

(三) 井の頭自然文化園 東京都武蔵野市御殿山一丁目

(四) 葛西臨海水族園 東京都江戸川区臨海町六丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京動物園協会 東京都台東区池之端二丁目九番七号

目九番七号

三 指定の期間

(一) 恩賜上野動物園 平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

(二) 東京都立多摩動物園 同右

(三) 井の頭自然文化園 同右

(四) 葛西臨海水族園 平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都多磨霊園 東京都府中市多磨町四丁目及び小金井市前原町一丁目

(二) 東京都八柱霊園 千葉県松戸市田中新田、同市紙敷、同市松飛台、同市河原塚及び同市日暮

(三) 東京都小平霊園 東京都小平市美園町三丁目、東村

(四) 東京都八王子霊園 東京都八王子市元八王子町三丁目及び同市川町

(五) 東京都青山霊園 東京都港区南青山二丁目及び同区南青山四丁目

(六) 東京都谷中霊園 東京都台東区谷中七丁目及び同区上野桜木二丁目

(七) 東京都雑司ヶ谷霊園 東京都豊島区南池袋四丁目

(八) 東京都染井霊園 東京都豊島区駒込五丁目及び同区駒込七丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

まで

●東京都告示第六百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都青山葬儀所 東京都港区南青山二丁目三十三番

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

日比谷花壇グループ 東京都千代田区内幸町一丁目一番一号 株式会社日比谷花壇内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第六百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都瑞江葬儀所 東京都江戸川区春江町三丁目二十六番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第六百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東京臨海広域防災公園 東京都江東区有明三

丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

西武造園(株)・(株)NHKアート共同体 東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十二年一月三十一日まで

●東京都告示第六百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 晴海客船ターミナル 東京都中央区晴海五丁目七番一号

(二) 有明客船ターミナル 東京都江東区有明三丁目十二番十三号

(三) 有明小型船発着所浮桟橋 東京都江東区有明三丁目三十一番地先

(四) 青海客船ターミナル 東京都江東区青海二丁目八番十一号

(五) 青海小型船発着所浮桟橋 東京都江東区青海二丁目九十二番地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二十四号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

竹芝客船ターミナル 東京都港区海岸一丁目十二番一号、同所同番二号、同所十六番一号及び同所同番三号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭・テレポートセンターグループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 竹芝ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸一丁目十一番、同所十二番及び同所十

(二) 日の出ふ頭船舶給水施設 六番 東京都港区海岸二丁目七番

(三) 芝浦ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸三丁目六番、同所二十八番、同所二十九番及び同所三十二番

(四) 晴海ふ頭船舶給水施設 東京都中央区晴海二丁目一番、同区晴海五丁目三番、同所十三番及び同所十五番

(五) 月島ふ頭船舶給水施設 東京都中央区豊海町

(六) 辰巳ふ頭船舶給水施設 東京都江東区辰巳三丁目二十一番

(七) 運搬給水施設 東京都品川区八潮一丁目一番三号地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二十四号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立東京港野鳥公園 東京都大田区東海三丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港野鳥公園グループ 東京都江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立辰巳の森海浜公園 東京都江東区辰巳二丁目

(二) 東京都立晴海ふ頭公園 東京都中央区晴海五丁目

(三) 東京都立新木場公園 東京都江東区新木場二丁目

(四) 東京都立春海橋公園 東京都江東区豊洲二丁目

(五) 東京都立辰巳の森緑道公園 東京都江東区辰巳二丁目及び同区辰巳二丁目

(六) 東京都立夢の島緑道公園 東京都江東区夢の島一丁目、同区夢の島二丁目及び同区夢の島三丁目

(七) 東京都立新木場緑道公園 東京都江東区新木場四丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二十四号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日

平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

(一) 東京都立大井ふ頭中央海浜公園 東京都品川区八潮四丁目及び大田区東海一丁目

(二) 東京都立城南島海浜公園 東京都大田区城南島四丁目及び同区城南島五丁目

(三) 東京都立品川北ふ頭公園 東京都港区港南五丁目

(四) 東京都立コネタナふ頭公園 東京都品川区八潮二丁目

(五) 東京都立みなとが丘ふ頭公園 東京都品川区八潮三丁目

(六) 東京都立京浜島つばさ公園 東京都大田区京浜島二丁目

(七) 東京都立京浜島ふ頭公園 東京都大田区京浜島二丁目

(八) 東京都立城南島ふ頭公園 東京都大田区城南島二丁目

(九) 東京都立東海ふ頭公園 東京都大田区東海二丁目

(十) 東京都立芝浦南ふ頭公園 東京都港区海岸三丁目

(十一) 東京都立東海緑道公園 東京都大田区東海一丁目、同区東海二丁目、同区東海

三丁目、同区東海四丁目、同区東海五丁目及び同区東海六丁目

(三) 東京都立京浜運河緑道公園 東京都品川区八潮一丁目及び同区八潮五丁目

(四) 東京都立大井ふ頭緑道公園 東京都品川区八潮四丁目及び同区八潮五丁目

(五) 東京都立城南島緑道公園 東京都大田区城南島一丁目及び同区城南島二丁目

(六) 東京都立京浜島緑道公園 東京都大田区京浜島一丁目

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
アメニス海上南部地区グループ 東京都港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- (一) 東京都立お台場海浜公園 東京都港区台場一丁目
- (二) 東京都立フェリーふ頭公園 東京都江東区有明四丁目
- (三) 東京都立青海中央ふ頭公園 東京都江東区青海四丁目

- (四) 東京都立青海北ふ頭公園 東京都江東区青海二丁目
- (五) 東京都立青海南ふ頭公園 東京都江東区青海二丁目
- (六) 東京都立暁ふ頭公園 東京都江東区青海三丁目及び同区青海四丁目
- (七) 東京都立水の広場公園 東京都江東区青海一丁目、同区青海二丁目及び同区有明三丁目
- (八) 東京都立有明西ふ頭公園 東京都江東区有明三丁目
- (九) 東京都立東八潮緑道公園 東京都品川区東八潮
- (十) 東京都立青海緑道公園 東京都江東区青海四丁目
- (十一) 東京都立シンボルプロムナード公園 東京都港区台場一丁目、同区台場二丁目、江東区青海一丁目、同区青海二丁目、同区有明二丁目及び同区有明三丁目
- (十二) 東京都立有明北緑道公園 東京都江東区有明二丁目

●東京都告示第六百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まで

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- (一) 東京都立お台場海浜公園 東京都港区台場一丁目
- (二) 東京都立フェリーふ頭公園 東京都江東区有明四丁目
- (三) 東京都立青海中央ふ頭公園 東京都江東区青海四丁目

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地
東京都立葛西海浜公園 東京都江戸川区臨海町六丁目及び同所地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人東京都公園協会 東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第六百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 公の施設の名称及び所在地
- (一) 二見漁港岸壁 東京都小笠原村父島字清瀬
- (二) 二見漁港棧橋(1) 東京都小笠原村父島字奥村地先
- (三) 二見漁港棧橋(2) 東京都小笠原村父島字奥村地先
- (四) 二見漁港船揚場 東京都小笠原村父島字奥村
- (五) 二見漁港船揚場(2号) 東京都小笠原村父島字奥村

(六) 二見漁港護岸(オイルフェ
ンス横)前面泊地 東京都小笠原村父島字
清瀬地先

(七) 二見漁港護岸(保安署横)
前面泊地 東京都小笠原村父島字
清瀬地先

(八) 二見漁港護岸(赤間裏)前
面泊地 東京都小笠原村父島字
奥村地先

(九) 二見漁港護岸(野積場前)
前面泊地 東京都小笠原村父島字
奥村地先

(十) 二見漁港内防波堤前面泊地
清瀬地先 東京都小笠原村父島字
清瀬地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

小笠原島漁業協同組合 東京都小笠原村父島字奥村

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日
まで

●東京都告示第六百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 公の施設の名称及び所在地

東京都八丈島空港 東京都八丈町大賀郷

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

八丈島空港ターミナルビル株式会社 東京都八丈島八
丈町大賀郷二千八百三十九番地二

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日

まで

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十
四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる
者を次のように指定した。

平成二十八年四月一日

東京都教育委員会

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立埋蔵文化財調査センター 東京都多摩市落合

一丁目十四番二

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 東京都渋谷

区千駄ヶ谷一丁目十七番一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日
まで

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001